

令和6年つくば市農地賃借料

この情報は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料の目安として令和6年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃借料(10aあたり、小数点以下切り上げ)における情報を提供します。
なお、物納による賃借料や使用貸借権の設定は含まれません。

1 田の賃借料

地域名	平均（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数（筆）	備考
豊里	6,491	10,000	2,770	75	
谷田部	7,000	7,000	7,000	5	
荃崎	0	0	0	0	
大穂	5,000	5,000	5,000	1	
筑波	17,626	22,937	11,735	9	
桜	13,500	15,000	12,000	13	蓮田利用は含まれません。

2 畑の賃借料

地域名	平均（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数（筆）	備考
豊里	9,887	50,035	1,479	182	
谷田部	10,366	86,680	972	237	
荃崎	14,003	100,000	5,000	38	
大穂	12,867	200,000	4,300	143	
筑波	9,561	15,150	4,312	35	
桜	9,071	38,462	3,147	51	